

① 移行措置試験と、日本専門機構加盟申請について

(1) 教育セミナー受講で研修歴を代替する予定の先生にお願い

専門医取得後に、次ページ以降のスライド②～④で説明する「移行措置試験」を受験できるよう、早く専門医試験を受験して下さい。

(現時点での計画では、2020年夏、および2021年春に実施する専門医試験に合格されたと、その後で「移行措置試験」を受験できます。)

全3年間の(認定教育施設での)研修を修了して専門医になる場合は、「移行措置試験」の受験は不要です。

(2) 日本専門機構加盟・認知症専門医制度の承認申請について

- 日本認知症学会は日本専門医機構への加盟・同機構による認知症専門医制度の承認をめざしています。現在、日本専門医機構による専門医制度整備に当たって、
 1. 市民にわかりやすい専門医制度が強く求められています。
 2. 地域医療を重視し、全国をカバーできる専門医数が求められています。
- 上記2点を達成するために、日本認知症学会は日本老年精神医学会とも協力して認知症専門医療のさらなる充実をはかることにしています。

② 移行措置試験について

移行措置試験が必要となった背景

- 認知症学会は認知症専門医制度について日本専門医機構の承認を受けることをめざしています。
- 日本専門医機構では、専門医の要件として、(i) 認定教育施設での3年間の研修歴と、(ii) 試験合格を求めています。
- したがって、将来、認知症専門医制度が日本専門医機構の承認を受けますと、上記(i)(ii)の要件を満たしていない認知症専門医は機構の認定を受けられず、専門医資格を維持できなくなる可能性が高いと考えられます。

移行措置試験はこのように実施します

- まず2020年中に、問題形式のテキストを出版します。
- そのテキストをマスターしていれば合格できるような筆記試験とします。
- 移行措置試験は上記テキスト発行後、2020～2021年に複数回実施する予定です(正確な実施回数、会場は現時点では確定していません)

③ これから、教育セミナー受講により研修歴を代替して専門医試験を受験する予定の先生は、専門医試験に合格した後に「移行措置試験」が受けられるように早めの受験をお願いします

全3年間の(認定教育施設での)研修を修了して専門医になる場合は、「移行措置試験」の受験は不要です。

- 「移行措置試験」は専門医試験に合格した後でないとは受けられません。
- 2020年3月までに入会した会員は、(受験に必要な会員歴に関しては)移行措置試験に間に合うタイミングで実施される専門医試験を受験できることとなります。
- 専門医試験は2020年は8月ですが、2021年から専門医試験の実施時期を変更し、**3月**に専門医試験を行う予定ですので注意して下さい。
- 2020年3月までに入会した会員が2021年3月の専門医試験受験までに、研修歴(全3年間)の代替に必要な3回の教育セミナーを受講できるよう、2020年に臨時教育セミナーを開催する予定です(開催予定は、後日、学会HPに掲示します)。

2011年以降の試験合格専門医(研修期間振替なし)

教育施設研修(3年間)

2011年以降の試験合格専門医(研修期間振替あり)

教育セミナー

教育施設研修(2年間)

教育セミナー(2回)

教育施設研修

教育セミナー(3回)

機構加盟

移行措置試験*

機構加盟

日本専門医機構専門医

機構加盟までに不足期間分の追加研修を完了することで日本専門医機構専門医として認められるかどうかは、現段階では不明です(少なくとも教育施設の指導責任医師は該当しません)。

移行措置試験を受験せず

学会認定専門医(機構の枠外)

機構加盟後の経過措置(5年間?)

認知症学会認定臨床医